

原議保存期間 10年
(平成30年12月31日まで)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第106号、丁交指発第149号
平成20年12月18日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

下肢不自由の障害を有する者に係る駐車規制からの除外措置の対象範囲
の変更について

下肢不自由の障害を有する者に係る駐車規制からの除外措置については、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しにおける留意点について(平成19年2月6日付け警察庁丁規発第19号、丁交指発第11号)」により、障害の級別が「1級から3級の1までの各級」に該当する者を対象としたところであるが、今般、関係団体等との意見交換の結果等にかんがみ、これを「1級から4級までの各級」に変更することとしたので、各都道府県警察にあっては、必要に応じ都道府県公安委員会規則を見直すなど適切に対処されたい。